

大手前通りにおける景観形成の方向性

景観形成の方向性

- 整ったスカイラインの形成
- 連続性・統一感のある沿道建築物のファサードの形成
- 駅前付近、姫路城と同一視界内など、広告物の掲出場所に
応じた広告景観の形成



大手前通りにおける景観形成の方向性

景観形成の方向性

- 低層部の景観を整える(ショーウィンドーやストリートファニチャー、広告物などに質の高いデザインを誘導)
- 街路樹の少ない箇所や交差点部など、開放空間における景観の形成



4

検討内容・進め方

姫路城の前景づくり
(落ちついた量感のある意匠)

姫路城への眺望景観の保全・
賑わいの創出を図る



大手前通り景観検討専門部会
で集中審議

賑わいの演出
(自由で楽しい意匠)



5

大手前通り景観検討専門部会での検討内容

【景観計画の変更】

- 工作物の高さ規制の検討（高度地区による建築物の高さ規制との整合）
- 後背地を含め規制区域と内容の検討

【屋外広告物条例の改正】

- 中高層部の広告物を低層部へ誘導するなどメリハリのある基準改正の検討

これまでに計4回開催

（令和元年度 10月、11月、2月、
令和2年度 4月）

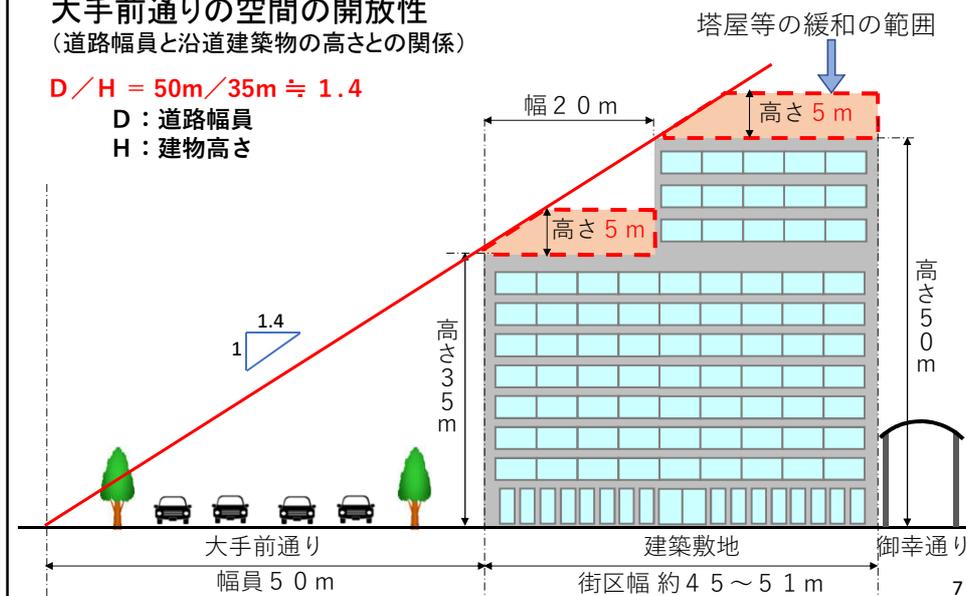
6

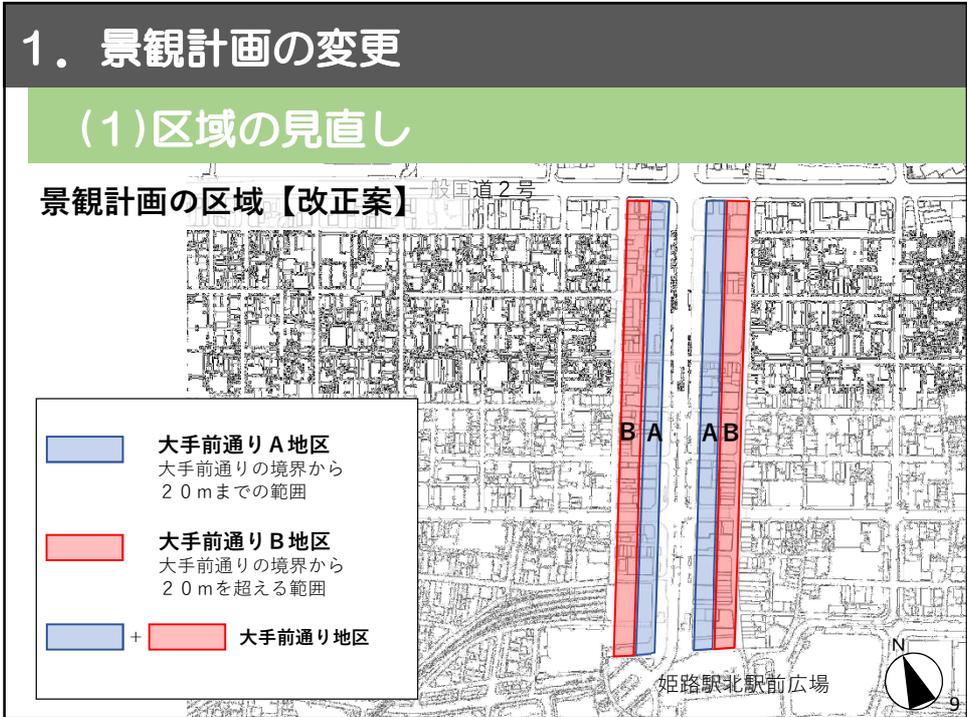
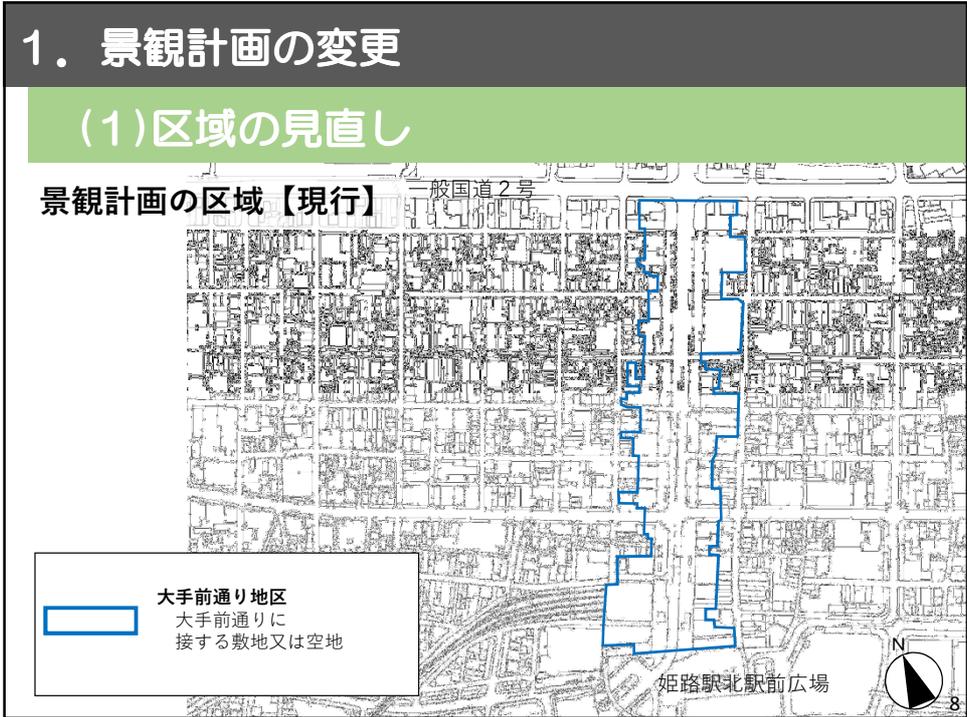
高度地区による「高さ規制」

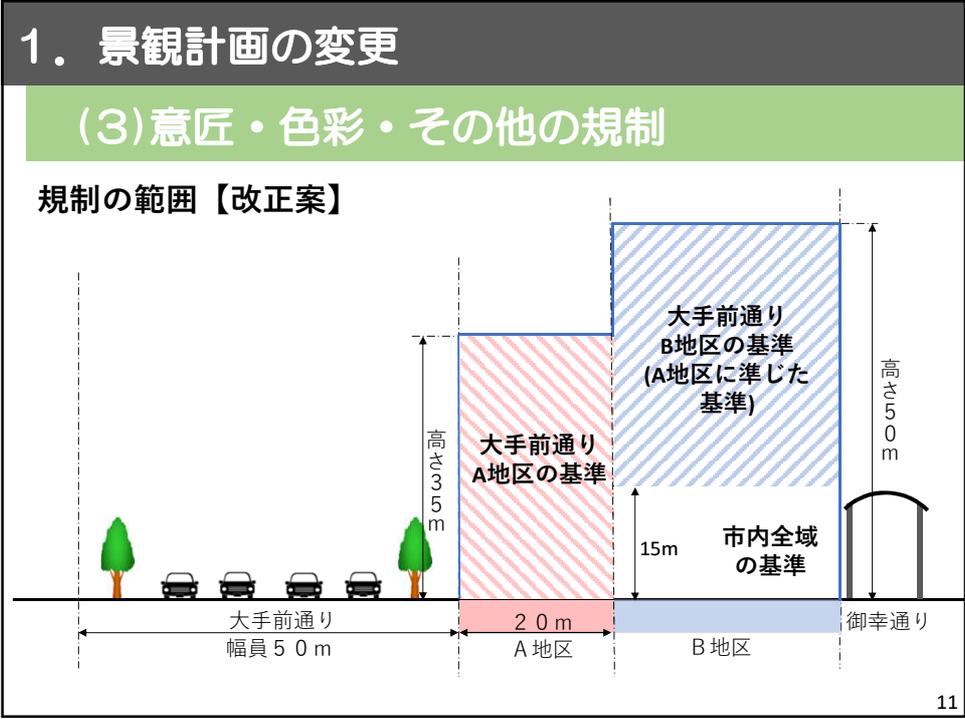
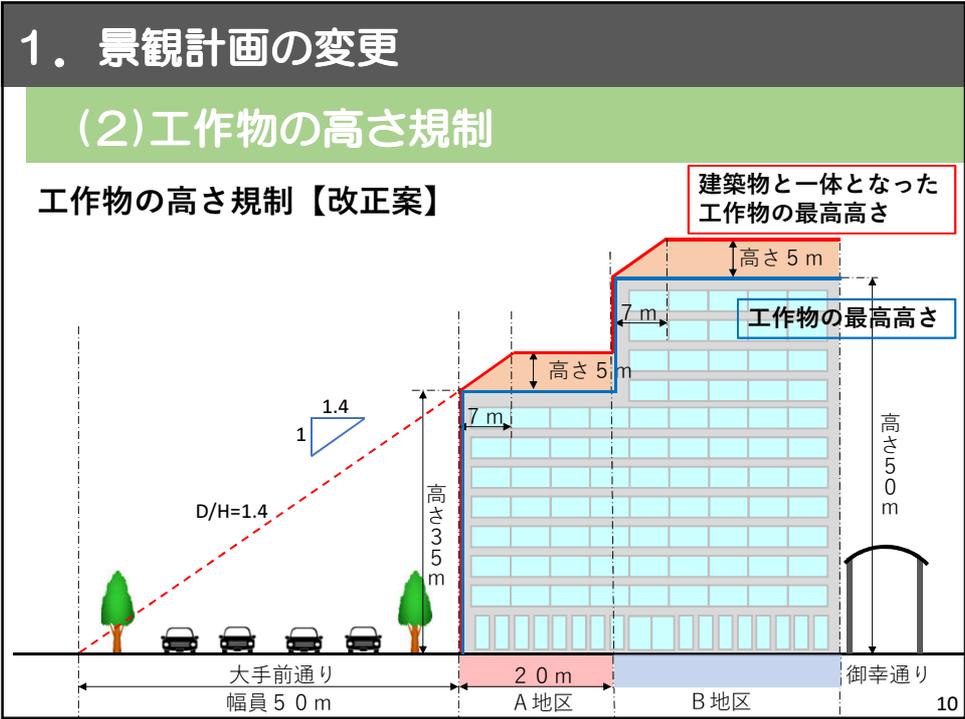
大手前通りの空間の開放性
（道路幅員と沿道建築物の高さとの関係）

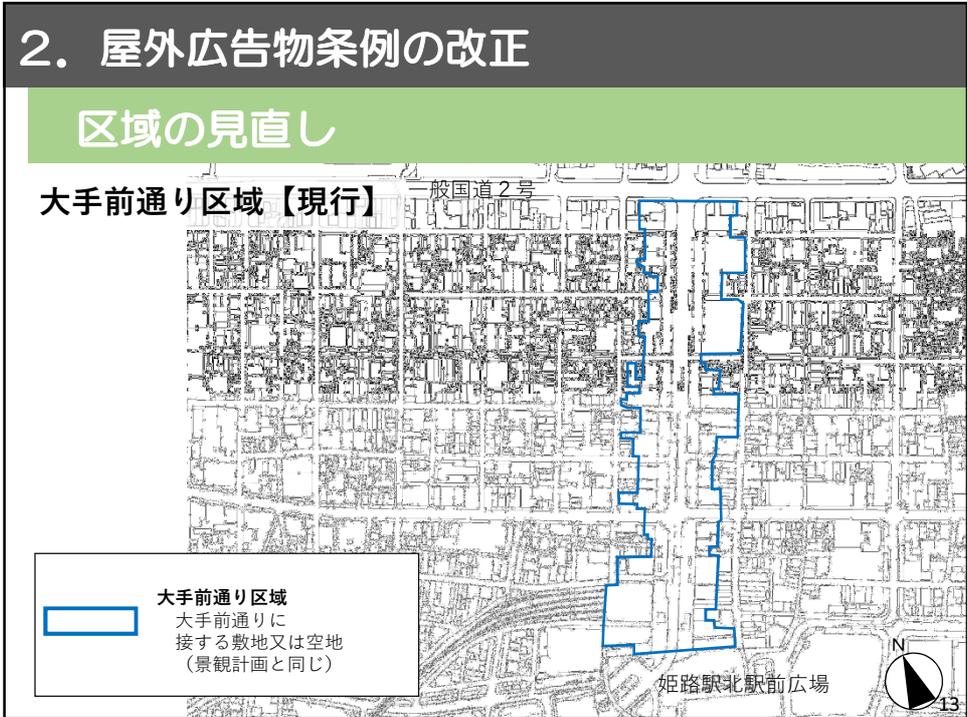
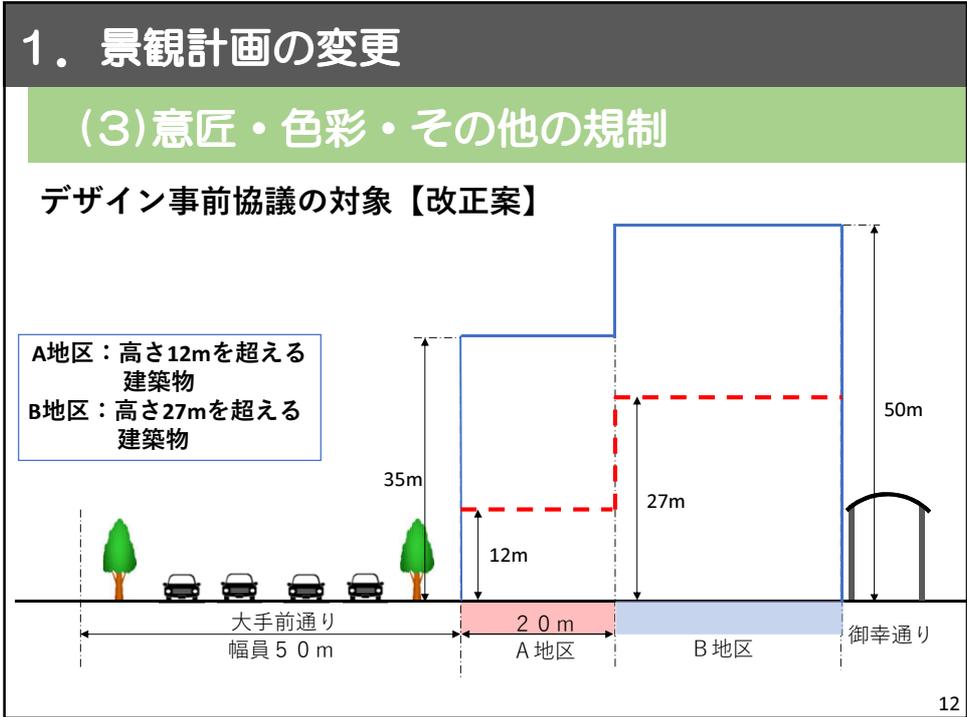
$$D/H = 50\text{m}/35\text{m} \approx 1.4$$

D：道路幅員
H：建物高さ





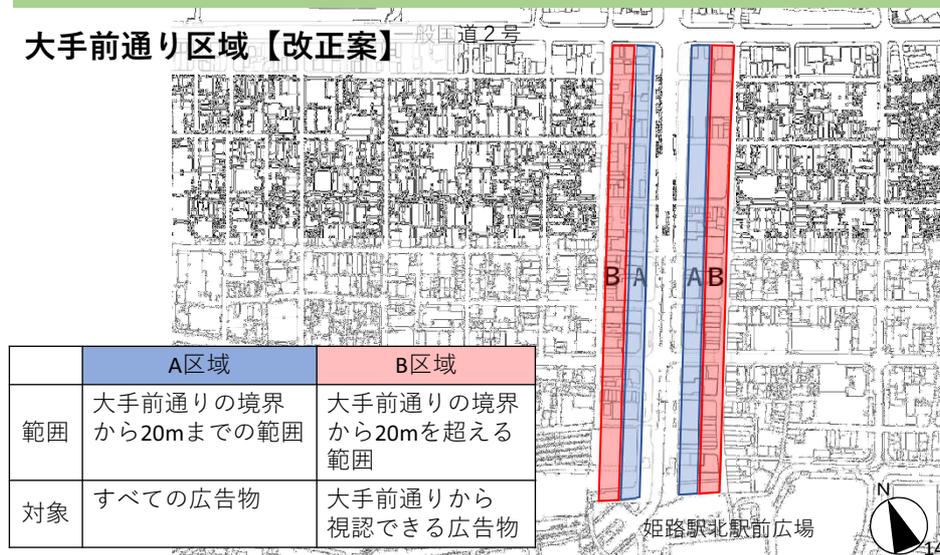




2. 屋外広告物条例の改正

区域の見直し

大手前通り区域【改正案】



	A区域	B区域
範囲	大手前通りの境界から20mまでの範囲	大手前通りの境界から20mを超える範囲
対象	すべての広告物	大手前通りから視認できる広告物

2. 屋外広告物条例の改正

(1) 屋上広告物について【A区域】(高さ)

【改正案】

- ・ 建築物の新築、増築又は改築に伴う屋上広告物の新設禁止
- ・ 既存建築物に新たに屋上広告物を設ける場合は、工作物と同等の高さ基準を設ける。
- ・ 既存建築物に既に設置されている屋上広告物は、表示面の変更および老朽化に伴う同規模の改築を認める。

2. 屋外広告物条例の改正

(1) 屋上広告物について【A区域】（高さ）

既にある広告物の表示面の変更、老朽化に伴う同規模の改築を認める。

新たに広告物を設置する場合は、高さ基準を適用する。

道路境界線

7m

5m

既存建築物

40m

35m

16

2. 屋外広告物条例の改正

(1) 屋上広告物について【A区域】（色彩）

【改正案】

- 地色の色彩は、明度7.5以上8.5以下の無彩色（推奨色:8.0の無彩色）

姫路城の漆喰のマンセル値

- ・ 壁の漆喰の明度 8.0～9.5 程度
- ・ 瓦の目地漆喰の明度 4.2～9.0 程度

現行基準の明度 8.0 以上 9.3 以下は姫路城の白より明るすぎる場合がある。

17

2. 屋外広告物条例の改正

(1) 屋上広告物について【B区域】

【改正案】

- ・ 建築物の新築、増築又は改築に伴う屋上広告物の新設禁止
- ・ 既存建築物に屋上広告物を設置する場合は、A区域と同様の地色の色彩の規定を適用する。
- ・ 発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の禁止
- ・ けばけばしい色彩の照明の禁止。

※高さ15mを超える部分に設置する広告物で大手前通りから視認できるものに適用する。

18

2. 屋外広告物条例の改正

(2) 壁面広告物について【A区域】

【改正案】

中高層部の規制強化

- ・ 地上からの高さ8mを超える部分は発光可変表示式広告物の使用禁止、窓面への表示禁止

低層部の規制緩和

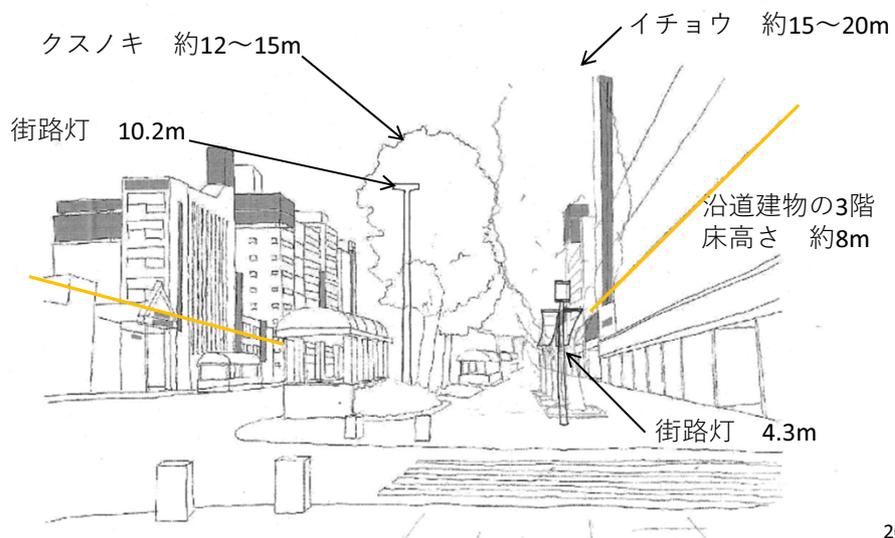
- ・ 地上からの高さ8m以下の部分は表示面積を緩和

※低層部の緩和範囲を階数からメートル表記に変更する

19

2. 屋外広告物条例の改正

(2) 壁面広告物について【A区域】



2. 屋外広告物条例の改正

(2) 壁面広告物について【A区域】



2. 屋外広告物条例の改正

(2) 壁面広告物について【A区域】

広告幕の設置状況



22

2. 屋外広告物条例の改正

(2) 壁面広告物について【B区域】

【改正案】

- ・ 箱文字で表示
- ・ 発光可変表示式広告物の使用禁止
- ・ 窓面への表示禁止

※高さ15mを超える部分に設置する広告物で大手前通りから視認できるものに適用する。

23

2. 屋外広告物条例の改正

(3) 突出広告物について【A区域】

【改正案】

中高層部の規制強化

- ・地上からの高さ 8 m を超える部分は新設禁止

低層部の規制緩和

- ・地上からの高さ 8 m 以下の部分は個数および色彩の規定を緩和

地色の色彩について

- ・地上からの高さ 8 m を超える部分に設置するものは明度 7.5 以上 8.5 以下の無彩色（推奨色 N 8.0）

※低層部の緩和範囲を階数からメートル表記に変更する

24

2. 屋外広告物条例の改正

(3) 突出広告物について



25

2. 屋外広告物条例の改正

(3) 突出広告物について【B区域】

【改正案】

- ・発光可変表示式広告物、ネオンサイン等の使用禁止

※高さ15mを超える部分に設置する広告物で大手前通りから視認できるものに適用する。

26

2. 屋外広告物条例の改正

(4) 広告旗 (5) 立看板 (6) 置看板

【改正案】

- ・道路管理者の道路占用許可を受けたものは「道路上の設置禁止」の基準適用を除外する



27

今後のスケジュール

令和2年度	6月	景観・広告物審議会（改正案の報告）
	6月	地元まちづくり協議会等への説明
	7月～8月	パブリック・コメント・説明会の実施
	8月	景観・広告物審議会（パブリック・コメント結果報告）
	11月	景観・広告物審議会（事前審議）
令和3年	2月	景観・広告物審議会（本審議）
	4月	高度地区の実施、景観計画の変更・屋外広告物条例の改正